

中野市 景観・屋外広告物関係規制のしおり

中野市では、長野県景観条例・長野県屋外広告物条例および中野市沿道景観維持に関する指導要綱による規制があります。これから新築・増改築する建物や工作物、屋外広告物（看板類）の設置や土地の造成などにも関係する規制内容となります。

良好な景観の保全・育成や公衆に対する危害防止などの観点からこのしおりを一読いただき、魅力的で住み良い中野市づくりのために皆様のご協力をお願いします。



① 景観育成住民協定について

中野市内の東吉田地区（大字吉田字大塚、字柿ノ木、字中川原の各一部、字上川原）では、地域のみなさんが中野市東吉田地区景観形成住民協定を締結しています。住み良い環境をそなえた街の保全・整備のため、植樹、緑化、美化、屋外広告物の設置基準等をまちづくり基準として定めていますので、ご協力をお願いします。詳細は市へお問い合わせください。

② 地域景観整備事業について

中野市では市民による地域景観育成を促進するため、長野県景観条例の規定による景観育成重点地域及び認定された景観育成住民協定に基づき、市民または当該地域の住民で構成する団体が行う景観育成事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

重点地域景観育成事業	市民を主体として組織する景観推進協議会の運営に要する経費に対する補助
	景観育成重点地域内において、屋外広告物の除去、改善等に要する経費に対する補助
景観育成住民協定推進事業	住民協定に基づき地域住民が行う、景観育成に係る事業に要する経費に対する補助

③ 屋外広告物に関する制限

屋外広告物を表示する場合、長野県の屋外広告物条例および中野市沿道景観維持に関する指導要綱の規定による制限があります。

■屋外広告物表示禁止物件

次の物件には、原則として屋外広告物を表示または設置できません。

電柱、街路灯柱・街路樹・信号機・道路標識・カーブミラー・公衆電話ボックス など

■禁止屋外広告物

次の屋外広告は表示または設置できません。

- ・保安上使用するものを除き、地色に彩度15以上の色、蛍光塗料または夜光塗料を使用したもの
- ・汚染、退色、はく離、または破損したもの
- ・裏面が塗装されていないもの

■屋外広告物禁止地域・許可地域・特別規制地域

次の表1の地域において、屋外広告物禁止地域では、屋外広告物を表示または設置することができません。また、屋外広告物許可地域及び屋外広告物特別規制地域で、屋外広告物を表示または設置する場合、許可の手続きが必要です。ただし、自己用広告物で表示面積の合計が禁止地域10㎡以下、許可地域15㎡以下、特別規制地域3㎡以下のものは表示または設置できますが、中野市沿道景観維持に関する指導要綱（表1中市要綱）に該当する地域で表示面積5㎡を超えるものは協議の手続きが必要です。

(表1) 屋外広告物禁止地域・許可地域・特別規制地域

No.	規制される地域		県 条 例	市 要 綱	屋外広告物禁止 地域	屋外広告物 許可 地域	屋外広告物 特別規制 地域
①	都市計画法に基づく住居 専用地域	三好町・小館・南宮・大字中野・ 大字西条・大字小田中・大字岩 船・大字一本木・大字吉田の一部	●		第一・二種低層住 居専用地域 第一・二種中高層 住居専用地域		
②	長野市道豊野424号線 (長野市内一部区間)	国道117号線三叉路よりJR立ヶ花 駅北側まで	●		中野市側300m以内		
③	国道117号線 (長野市内一部区間)	長野市との境界から国道18号との 交差点まで	●		中野市側300m以内		
④	国道117号 (一部区間)	豊田大橋から県道南永江替佐停車 場交差点まで		●	両側各50m以内		
⑤	国道117号線 (一部区間)	豊田飯山IC・県道牟礼永江線交 差点から飯山市境まで	●				両側各200m 以内
⑥	上信越自動車道	中野市内全線	●	●	両側各500m以内	両側各1,000 m以内	
⑦	国道292号 (長丘バイパス)	長嶺ニュータウン入口交差点 から飯山市境まで		●	両側各100m以内		
⑧	国道292号 (長丘バイパス)	七瀬交差点から長嶺ニュータウン 入口交差点まで		●	両側各25m以内		
⑨	国道292号 (一本木バイパス)	七瀬交差点から 一本木分岐付近まで	●	●	両側各25m以内		
⑩	国道292号 (一本木バイパス)	一本木分岐付近から 山ノ内町境まで	●	●	両側各50m以内		
⑪	北陸新幹線	中野市内全線	●	●	両側各500m以内	両側各1,000 m以内	
⑫	志賀中野有料道路	中野トンネル東口から 七瀬交差点まで	●	●	両側各50m以内		
⑬	主要地方道中野豊野線 志賀中野有料道路	信州中野ICから 中野トンネル東口まで	●	●	両側各100m以内		
⑭	県道牟礼永江線 (一部区間)	永田小学校前交差点から 南永江橋の飯綱町側付近まで		●	両側各50m以内		
⑮	県道南永江替佐停車場線 (一部区間)	国道117号線交差点から もみじ橋まで		●	両側各50m以内		
⑯	市道斑山線	全線		●	両側各50m以内		
⑰	市道上今井替佐停車場線 (一部区間)	美女坂踏切（上今井弧線橋下） から替佐駅まで		●	両側各50m以内		

④ 景観計画区域内における行為の届出

中野市は、その全域が長野県景観計画の区域として、また、北部地域（区域図の青塗面の地域）が高杜山麓・千曲川下流域景観育成重点地域（以下、景観育成重点地域という。）として指定されています。

建築物及び工作物の建築等、土地の形質の変更、屋外における物件の堆積といった行為を行おうとする場合は、市を經由して県に、景観法に基づく届出をする必要があります。

地域ごとの届出が必要な行為の規模は次の表2のとおりですので、該当する行為を行おうとする場合は、着手の30日前までに、「景観計画区域内における行為の届出書」4部を市に提出してください。なお、主な指導事項は表3のとおりです。

(表2)

届出を要する行為及び規模

行為の種類			一般地域（右記以外）	景観育成重点地域
建築物	新築・増築・改築・移転		高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	高さ13m又は床面積20㎡を超えるもの
	外観変更（修繕又は模様替・色彩の変更）		変更に係る面積が400㎡を超えるもの	変更に係る面積が25㎡を超えるもの
工作物	新設 増築 改築 移転 外観変更（修繕又は模様替・色彩の変更）	プラント類※1 自動車車庫〔建築物とならない機械式駐車装置〕 貯蔵施設類 処理施設類	高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの	高さ13m又は築造面積20㎡を超えるもの
		電気供給施設等※2	高さ20mを超えるもの	高さ8mを超えるもの
		太陽光発電施設※3	太陽電池モジュールの構造面積の合計1,000㎡を超えるもの	太陽電池モジュールの構造面積の合計20㎡を超えるもの
		その他	高さ13mを超えるもの	高さ5mを超えるもの
上記の建築物又は工作物の外観に「公衆の目を引くための形態・色彩・その他意匠（特定外観意匠）の表示又は掲出」※4			面積25㎡を超えるもの	面積3㎡を超えるもの
土石の採取又は鉱物の掘採〔農地法の一時転用許可により行う場合を除く〕			面積3,000㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ3mかつ長さ30mを超えるもの	面積300㎡を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さ1.5mを超えるもの
土地の形質の変更※5				
屋外における物件の堆積			堆積の高さ3m又は面積1,000㎡を超えるもの	堆積の高さ3m又は面積100㎡を超えるもの

※1 プラント類 コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

貯蔵施設類 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

処理施設類 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 電気供給施設等 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

※3 太陽光発電施設 建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「建築物」の「外観変更」に該当します。

※4 特定外観意匠 営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く

※5 土地の形質の変更 建築物や工作物の建設を目的とした土地の形質の変更等（都市計画法第4条第12項）

※6 詳しい内容については、「景観育成基準」又は「高杜山麓・千曲川下流域重点地域景観育成基準」（どちらも長野県ホームページ等で閲覧可能です。）を参照してください。

(表3)

届出に対する指導事項

行為の種類	基準に定められている事項※6
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	配置、規模、形態・意匠、材料、色彩（照明を含む）、敷地の緑化等
特定外観意匠の表示又は掲出	配置、規模、形態・意匠、材料、色彩（照明を含む）等
土石の採取又は鉱物の掘採	採取等の方法、採取等後の緑化等
土地の形質の変更	変更後の土地の形状、修景、緑化等
屋外における物件の堆積	集積、貯蔵の方法、遮へい等

■ 問合せ先 ■

建設水道部 都市建設課（市役所3階） ☎ 0269-22-2111（内線273・358）

屋外広告物規制図・景観計画区域

